

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 8 日

中国地方海運組合連合会 殿

中国運輸局海上安全環境部
船舶安全環境課

油賠法（船舶油濁損害賠償保障法）改正にかかる手続きのお願いについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素から運輸行政にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

既にご案内の通り、来月 10 月 1 日、バンカー条約及びナイロビ条約に対応した改正船舶油濁損害賠償保障法が施行されます。

この制度改正により、同日より、一定トン数以上の船舶には PI 保険への加入及び証明書の船内備置きが義務付けされます（※）。

（※）条約証明書、国内証明書若しくは保障契約書が必要となる対象船舶は、国際総トン数（CLC 条約にあつては油積載量）によって異なりますので、詳細は添付の資料をご確認ください。

つきましては、まだ保障契約証明書を運輸局あてに申請されていない場合は、お早めに最寄りの各地方運輸局まで申請いただけますようお願いいたします。

なお、業務の繁忙の状況により異なりますが、10 月 1 日近傍で申請が集中した場合、保障契約証明書の交付に時間を要するおそれがありますので、十分な時間的余裕をもった申請をお願いします。

以上、貴会の会員へ改めて周知くださいますようお願い申し上げます。

（参考）

【国土交通省ホームページ】

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000035.html

（トップページ → 政策情報・分野別一覧 → 海事 → トピックス →
→ 改正「船舶油濁損害賠償保障法」への対応について（令和 2 年 3 月 1 日））

※なお、ホームページを確認いただき不明な点は下記まで連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 4

内航船への新たな義務付けについて

1. 新たな義務付けの内容

本年10月1日以降、国際総トン数300トン以上の内航船に対し、以下の事項が法律で新たに義務付けられます。

① 船主責任保険（PI 保険）の加入

② 地方運輸局が交付する保障契約証明書の申請・入手

・国際総トン数（※）300トン以上1000トン以下の内航船の場合
「難破物に関する保障契約証明書」のみ必要です。

・国際総トン数（※）1000トン超の内航船の場合
「難破物に関する保障契約証明書」及び「燃料油に関する保障契約証明書」
の2種類が必要です。

※内航船で通常使用されているトン数とは異なりますので、ご注意下さい。

③ 本保障契約証明書の船内への備え置き

2. 申請方法

窓口申請（地方運輸局の本局のみ受付）又は郵送申請でお願いします。

3. 手数料

保険契約証明書の手数料は、証明書1枚につき、7000円となります。

4. 保険契約証明書の更新

保険契約証明書の有効期限は、PI 保険の有効期間と連動しており、最長で1年間となっていますので、毎年更新が必要です。

なお、詳細内容につきましては、別添パンフレットをご参照下さい。

また、ご不明点等ございましたら、地方運輸局担当部署にお問い合わせ下さい。